

ICT を活用した歩行者移動支援の普及促進検討委員会 開催要領

1. 名称

本会は「ICT を活用した歩行者移動支援の普及促進検討委員会」(以下、「本委員会」という。)と称する。

2. 目的

本委員会では、これまでの歩行者移動支援サービスに関する検討結果、具体的には、平成 22～25 年度に開催した「ICT を活用した歩行者の移動支援に関する勉強会」(座長:坂村健東京大学大学院情報学環教授(当時))や、平成 23～25 年度に実施した「ユニバーサル社会に対応した歩行者移動支援に関する現地事業」などの成果を踏まえ、今後の ICT を活用した歩行者移動支援を普及促進するために必要な事項の検討等を行うことを目的とする。

3. 検討内容

- 1) ICT を活用した歩行者移動支援の普及促進に向けて共通的に必要な事項
- 2) 国土交通省が行う歩行者移動支援施策に対する助言・指導
- 3) その他、歩行者移動支援を普及促進するために必要な事項

4. 組織

- 1) 本委員会は、別紙に掲げる委員をもって構成する。
- 2) 委員の任期は、本委員会の検討が終了するまでの間とする。
- 3) 本委員会に委員長を置く。
- 4) 委員長は、会務を総括する。
- 5) 委員長が不測の事態等により委員長の役を遂行できない場合は、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

5. 会議の開催

- 1) 本委員会は、委員長が議長を務める。
- 2) 審議に際し、委員長が必要と認めた場合は、委員以外の出席を求め、説明や意見を聴取することができる。

6. 事務局

- 1) 本委員会の事務局は、国土交通省政策統括官(税制、国土・土地、国会等移転)の下に置く。

7. その他

- 1) 本委員会の運営に関する必要事項でこの要領に定めのないものは、委員又は事務局が本委員会に諮って定める。

8. 附則

- 1) 本要領は、平成30年9月11日より適用する。